



全社協・地域福祉部 News File No.63

令和3年3月2日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

被災地支援・災害ボランティア情報

- 令和3年2月福島県沖を震源とする地震

未来の豊かな“つながり”アクション

- 新型コロナウイルスから考える福祉学習の実践
(熊本県・南小国町社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉推進委員会「第6回市区町村社協介護サービス経営委員会幹事会」(令和3年2月18日)
- 全社協地域福祉推進委員会「第6回正副委員長会議」(令和3年2月22日)
- 全社協地域福祉推進委員会「第9回企画小委員会」(令和3年2月26日)
- 全社協地域福祉推進委員会「令和2年度経営基盤強化セミナーオンデマンド動画配信サイト」
- 全社協「令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」(令和3年3月17日)
- セルプ協「#SELP チャレンジ with コロナ～未来に向けた SELP の挑戦!～」

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」
(令和3年2月26日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等についての一部改正」(令和3年2月24日)
- 厚生労働省「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」(令和3年2月26日)
- 法務省「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令」及び「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令」(令和3年2月19日)

情報提供・ご案内

- 日本財団「2nd WORK! DIVERSITY カンファレンス」(令和3年3月5日)
- 厚生労働省「成年後見制度利用促進ポータルサイトの開設」
- 厚生労働省「令和2年度労使関係セミナー」(令和3年2月22日)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部、市区町村社会福祉協議会

<配信元>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

被災地支援・災害ボランティア情報

令和3年2月福島県沖を震源とする地震

2月13日(土)23時7分に発生した福島県沖を震源とする地震では、宮城県及び福島県内で最大震度6強の強い揺れを観測しました。人的被害は、岩手県から神奈川県までの10県で185人の負傷者が発生しています。また住家被害は、宮城県、山形県、福島県の3県で3,112棟(全壊21棟、半壊32棟、一部破壊3,059棟)が生じています(2月22日15時現在、総務省消防庁調べ)。

総務省消防庁 災害情報一覧

<https://www.fdma.go.jp/disaster/#anchor--01>

内閣府 防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/>

● 災害ボランティア活動の動きについて

現時点では被害規模が大きくないこと、また新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が必要なことから、募集を行っている災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集範囲を当該市町在住者としたり、過去の災害で対応経験のある団体の事前登録による活動としています。

【宮城県】

宮城県では、1町(山元町)で災害ボランティアセンターが設置されています。

【福島県】

福島県内では、6市町(郡山市、須賀川市、桑折町、国見町、矢吹町、新地町)で災害ボランティアセンターが設置されています。福島県内の災害ボランティアセンターでは、2月23日までに116名のボランティアが活動しています。

● 災害救助法適用(福島県内17市町)

福島県は、県内8市9町に対して、発災日に遡り災害救助法を適用しました。

(災害救助法適用市町)

福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町、広野町、楡葉町、富岡町、浪江町、新地町

全社協 被災地支援・災害ボランティア情報

<https://www.saigaivc.com/>

全社協 令和3年2月福島県沖を震源とする地震(第1報)

<https://www.saigaivc.com/20210214/>

全社協 令和3年2月福島県沖を震源とする地震(第2報)

<https://www.saigaivc.com/20210215/>

全社協 令和3年2月福島県沖を震源とする地震(第3報)

<https://www.saigaivc.com/20210218/>

全社協 令和3年2月福島県沖を震源とする地震(第4報)

<https://www.saigaivc.com/20210224/>

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

新型コロナウイルスから考える福祉学習の実践

(熊本県・南小国町社会福祉協議会)

令和2年10月に開催された令和2年度全国福祉教育推進員フォローアップセミナーで新型コロナウイルスから福祉について学ぶ教材「あなたのまちでやさしさをひろげるために」の紹介がありました。南小国町社会福祉協議会では、2名の職員でこの教材を活用した福祉学習プログラムを町内すべての小・中学校で実施してきました。

プログラムの実施にあたっては、小中学校へ訪問しプログラムの概要を説明したところ、担当職員と一緒に南小国町社協版のプログラムを作成することになりました。学校の先生とのプログラム内容・教材・アンケート内容について打ち合わせを行い、先生たちの思いや考え、専門的な助言も取り入れながら、コロナ禍で生まれている、偏見や差別について子どもたちが主体的に学んでいくプログラムとしました。職員同士で予行演習を繰り返し行い、言葉の使い方や進行方法を検討するなど、実践に向けて準備していきました。

一つの小学校では、1～6年生のすべての学年で行うこととしたため、学年に応じた内容の見直しや現在の流行を取り入れるなどの工夫を行いました。子どもたちは、コロナウイルスのことを題材として、コロナ禍だからこそ人とつながることの大切さを知ることができたようでした。先生方からも「コロナの予防についての話ではなく、コロナにかかった人の家族のことや自分たちの行動（差別をしない、相手の気持ちを考えるなど）についても考えることができた」と話していただき実践の効果を感じることができました。

中学校では、地域の高齢者（ゲストティーチャー）を招き、子どもたちからの質問に答えながら「つながる力」について考えました。学習のあとに行ったアンケートでは、「受援力をつけていくこと、助けてといえる環境づくりの大切さを意識していきたい」との声もあり、子どもたちが福祉の大切な視点に気づくことができました。

今回の実践を通して、社協職員も大きく成長できました。特にコロナ禍では、少しでも体調が悪いと「もしかしたら自分もコロナに感染しているのでは」という不安にかられることがありました。それは、周りの人々を信じていない自分がいたからではないかと考えさせられました。そして何より、学習会に参加した子どもたちがとても真剣に考えてくれたことが嬉しく、取り組んだ甲斐がありました。学校側からもこのような福祉教育を継続的にやっていただきたいと前向きな発言をいただき、福祉教育を推進していく楽しみとその大切さを実感することのできた実践となりました。



[未来の豊かなつながりアクション](https://tunagari-action.jp/case/) 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例

[地域福祉・ボランティア情報ネットワーク](https://www.zcwvc.net/anatanomachideyasashisa/hirogeru/) あなたのまちでやさしさをひろげるために～思いやり・つながり・支え合う～（福祉教育教材）

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉推進委員会「第6回市区町村社協介護サービス経営委員会幹事会」(令和3年2月18日)

令和3年2月18日、全社協地域福祉推進委員会「第6回市区町村社協介護サービス経営委員会幹事会」が開催され、①令和2年度経営基盤強化セミナーライブ配信の進め方、②令和3年度介護報酬改定を踏まえた今後の対応、③令和3年度市区町村社協介護サービス経営研究会の重点事業について検討が行われました。

令和3年度介護報酬改定を踏まえた今後の対応については、地域福祉推進委員会でとりまとめた「令和3年度介護報酬改定に関する要望書～コロナ禍における地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現～」をもとに、令和3年度介護報酬改定への反映状況や今後の課題等について検討を行いました。

その上で、令和6年度診療報酬・介護報酬の同時改定を見据え、社協が実施する介護サービスへの今回の令和3年度介護報酬改定の影響等について、早い段階で実態を把握し、課題を共有することを確認しました。

全社協地域福祉推進委員会「第6回正副委員長会議」(令和3年2月22日)

令和3年2月22日、全社協地域福祉推進委員会「第6回正副委員長会議」が開催され、①令和2年度事業進捗報告及び決算見込み、②令和3年度事業計画(案)及び予算(案)、③第5回常任委員会の協議内容について検討が行われました。

令和2年度事業進捗報告及び決算見込みについては、「第1回正副委員長会議」(令和2年5月15日)で決定した、コロナ禍での当面の事業の進め方に基づいて実施した事業内容について報告を行いました。

また、令和3年度事業計画(案)及び予算(案)については、「第4回常任委員会」(令和2年12月18日)でとりまとめた、以下の「令和3年度事業の対応方針」に基づき、事業内容等について協議を行いました。



- ① 令和3年度も当面は、会議の開催方法はWEB会議を基本とし、常任委員会、総会等は、「WEB会議+対面併用」形式とする。
- ② セミナー・研修会は、コロナ対応と受講者の利便性等を踏まえ、オンデマンド動画配信、WEB会議を活用する。
- ③ 対面による情報提供ができない分、ホームページやメールニュース、『NewsFile』等のほか、オンライン意見交換会の活用により、情報発信や情報共有を強化する。

正副委員長会議での協議内容をもとに、「第5回常任委員会」(令和3年3月3日開催)にて、令和2年度事業進捗報告及び決算見込み、令和3年度事業計画(案)及び予算(案)について協議が行われる予定です。

全社協地域福祉推進委員会「第9回企画小委員会」(令和3年2月26日)

令和3年2月26日、全社協地域福祉推進委員会「第9回企画小委員会」が開催され、①令和3年度事業の重点項目、②市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策の改定、③「社協発展・強化計画」(中期経営計画)策定の手引きの改定について検討が行われました。

令和3年度事業の重点項目については、「第4回常任委員会」(令和2年12月18日)で検討した、以下の6点の令和3年度事業計画策定にあたっての重点事項をもとに、企画小委員会としての重点的に取り組むべき事項等について検討を行いました。

<令和3年度事業計画策定にあたっての重点事項>

- ① 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化
- ② 市区町村社協の経営基盤とガバナンスの強化
- ③ コロナ禍における生活困窮者等への支援の強化
- ④ コロナ禍における地域福祉活動・ボランティアの推進
- ⑤ 地域における総合的な権利擁護支援体制の構築
- ⑥ 災害時福祉支援活動の基盤強化

委員からは、地域共生社会に向けた重層的支援体制整備事業等への社協の取り組み、コロナ禍における社協事業・活動の展開、社協と社会福祉法人・福祉施設との連携・協働による「地域における公益的な取組」の推進、「新・社協基本要項」の見直しに向けた検討等が重点的に取り組むべき事項として挙げられました。

その他、市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策の改定、「社協発展・強化計画」(中期経営計画)策定の手引きの改定に向けて、引き続き、検討を行いました。

次回第10回企画小委員会は、3月24日(水)に開催し、市区町村社協と社会福祉法人・福祉施設の協働による推進方策の改定、「社協発展・強化計画」(中期経営計画)策定の手引きの改定のとりまとめを行う予定です。



全社協地域福祉推進委員会「令和2年度経営基盤強化セミナーオンデマンド動画配信サイト」

全社協地域福祉推進委員会では、令和3年度介護報酬改定の具体的な内容等を踏まえ、今後の戦略的な事業経営の考え方と実践について研究協議することを目的に「令和2年度経営基盤強化セミナー」をオンデマンド動画配信とライブ配信（令和3年2月25日開催済）により開催します。

この度、オンデマンド動画配信のサイトを開設しました。サイトでは、令和3年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の戦略的な展開や経営分析の視点の説明動画等を掲載しています。

令和2年度経営基盤強化セミナーオンデマンド動画配信サイト

	時間（目安）	主な内容
①	15分	挨拶「市区町村社協介護サービス経営研究会の取組状況」 鹿児島県社協事務局長 福田 正道 (全社協地域福祉推進委員会市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会委員長)
②	45分	行政説明「令和3年度介護報酬改定のポイント」 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 ※ 報酬改定の解釈通知等の内容を踏まえた解説を行うため、令和3年4月中下旬を目途に公開予定。
③	30分	説明①「令和3年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の戦略的な展開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
④	30分	説明②「令和3年度介護報酬改定を踏まえた社協・介護サービス事業の経営分析の視点」 長野県・富士見町社協事務局次長 小林 功氏 (全社協地域福祉推進委員会市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会委員)
⑤	30分	説明③「福島県社協における市町村社協介護サービス経営支援」 福島県社協事務局次長兼地域福祉課長 関 靖男氏

地域福祉部研修動画サイト 令和2年度経営基盤強化セミナーオンデマンド動画配信サイト
<https://www.shakyo.or.jp/gyomu/webseminar/training05/index.html>

※ 以下のIDとPASSの入力が必要です（配信期間：令和4年3月末予定）
 ID chiiki2020 PASS kaigo2020

全社協「令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」（令和3年3月17日）

近年、多発する自然災害を受け、被災地に限らず生活支援相談活動への関心が高まっており、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風19号災害等における生活支援相談活動の実践・経験があらためて注目されています。

東日本大震災や熊本地震の被災地においては、災害公営住宅等への入居後の生活支援がすすめられるなかで、生活困窮や孤立、またコミュニティの脆弱化や震災支援の風化など、被災者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。各地で展開されている活動は、支援が長期化するなかで、震災後の被災者へのフェーズに応じた生活支援が求められています。

そこで、本連絡会議は、東日本大震災10年を振り返り、これまでの生活支援相談活動の経験と課題を共有した上で、今後の生活支援相談員が果たす役割や支援のあり方等について考察し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた社協活動の充実を図ることを目的として開催します。

令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議

【日時】 令和3年3月17日（水）13時30分～16時（150分）

【実施方法】 zoom ミーティングによるライブ配信

【参加対象】 ① 生活支援相談員を配置している市町村社会福祉協議会の

- ・ 災害・復興支援の担当職員
- ・ 事務局長や課長などの管理職
- ・ 主任（統括）生活支援相談員などの生活支援相談員を支える立場にある者
- ・ 生活支援相談員

② その他、都道府県・指定都市社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会職員、共同募金会職員等

【参加費】 無料

【定員】 120名

※ なお、定員を超過する申込みがあった場合には、生活支援相談員を配置している地域の申込者を優先的に調整いたします。

【主な内容】 ① 挨拶・報告「生活支援相談活動をめぐる動向」

全社協地域福祉部長 高橋 良太

② 報告「東日本大震災10年における生活支援相談活動の取組」

岩手県社協地域福祉企画部部長兼ボランティア・市民活動センター所長 斉藤 穰 氏

宮城県社協震災復興・地域福祉部震災復興支援室主幹 北川 進 氏

福島県社協地域福祉課避難者生活支援・相談センターセンター長 渡辺 誠一 氏

③ グループ討議「生活支援相談活動の展開と今後の支援の展望」

④ 全体共有「グループ討議の内容の共有と今後の展望」

【申込期限】 令和3年3月10日（水）17時（ただし、定員になり次第、締め切ります）

【申込方法】 下記申込フォームからお申込みください。

〔申込フォーム〕 <https://forms.gle/yZvVjnWBdAQyuktW9>

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議

<https://www.zcwvc.net/>

セルフ協「#SELP チャレンジ with コロナ～未来に向けた SELP の挑戦！～」

セルフ協では、利用者の方々が安心して働くことができる環境を守るため、利用者や職員の皆さんが知恵を出し合い、コロナに負けず新たな挑戦をはじめた事業所の取り組みをあつめ、「#SELP チャレンジ with コロナ」として、会員事業所における感染対策の工夫や生産活動における試行的な取り組み等の事例をホームページでご紹介しています。

また、「#SELP チャレンジムービー」として、掲載事例のなかから取り組みを紹介するムービーを作成し、公開しております。

「暗闇の魔術師」といわれる竹本宗一郎氏による撮影・編集が行われ、事業所の魅力がたっぷりつまった映像作品に仕上がりました。ぜひご覧ください。

セルフ協「#SELP チャレンジムービー」

【第1弾】「移動スーパーで築き上げる地域との新たなコミュニティづくり」

社会福祉法人佛子園・日本海倶楽部（石川県・能登町）

〔URL〕 <https://www.youtube.com/watch?v=pKUnhekifiM&feature=youtu.be>

【第2弾】「平均工賃5万2,000円！作業現場カイゼンの秘訣」

社会福祉法人ゆたか福祉会・ワークセンターフレンズ星崎（愛知県・名古屋市）

〔URL〕 <https://www.youtube.com/watch?v=T51R0Uxg6ns&feature=youtu.be>

【第3弾】「コロナ禍のピンチをチャンスに！椎茸からキクラゲ栽培へ拡大～スピード感のある決断と挑戦～」

社会福祉法人睦会・石上の園（岩手県・遠野市）

〔URL〕 <https://www.youtube.com/watch?v=BhDyyImFzpw&feature=youtu.be>

セルフ協 #SELP チャレンジムービー

<https://www.selp.or.jp/challenge/index.html>

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」（令和3年2月26日）

令和3年2月26日、厚生労働省は、「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」の動画と資料を公開しました。

令和3年度介護報酬改定により、すべての介護サービス事業所において、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました（3年間の経過措置期間あり）。この研修動画及び資料を参考に、各社協の介護サービス事業所の業務継続計画（BCP）の策定に向けた準備を進めてください。

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

※ 全社協地域福祉部整理

【総論】

① 「介護事業者における業務継続計画（BCP）について」

〔動画〕 <https://www.youtube.com/watch?v=KNNmN8Y998A>

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744334.pdf>

【新型コロナウイルス感染症編】

② 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント－共通事項－」

〔動画〕 <https://www.youtube.com/watch?v=3luc5Q2MTic>

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744335.pdf>

③ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント－入所系－」

〔動画〕 https://www.youtube.com/watch?v=i_c9mRSzzHw

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744336.pdf>

④ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント－通所系－」

〔動画〕 <https://www.youtube.com/watch?v=fNoKwIAk6O0>

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744337.pdf>

⑤ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント－訪問系－」

〔動画〕 https://www.youtube.com/watch?v=Cq8OhcY_alY

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744339.pdf>

【自然災害編】

⑥ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント－共通事項〈概要編〉－」

〔動画〕 <https://www.youtube.com/watch?v=9ub44AH8Yoc>

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744340.pdf>

⑦ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント－共通事項－」

〔動画〕 <https://www.youtube.com/watch?v=QGovUJA0sIM>

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744343.pdf>

⑧ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント－通所サービス固有事項－」

〔動画〕 <https://www.youtube.com/watch?v=XbJCHhqmocg>

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744344.pdf>

⑨ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント－訪問サービス固有事項－」

〔動画〕 https://www.youtube.com/watch?v=AGJkMvC_TZE

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744346.pdf>

⑩ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成のポイント－居宅介護支援サービス固有事項－」

〔動画〕 <https://www.youtube.com/watch?v=PZlcc69crls>

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/content/000744348.pdf>

厚生労働省 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

制度・施策等の動向

厚生労働省「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等についての一部改正（令和3年2月24日）

令和3年2月24日、厚生労働省は、課長通知「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」を一部改正しました。

社会福祉充実残額は、以下の計算式により算出することになりますが、建設単価等上昇率や一般的な自己資金比率等の指標は、毎年度の社会福祉法人の状況等を踏まえ、見直しが行われることとなります。

今回の改正では、建設工事費デフレーターとのデータ更新に伴い、「建設単価等上昇率」のみ見直しが行われています。

<社会福祉充実残額の計算式>

社会福祉充実残額 = ①「活用可能な財産」 - (②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 + ③「再取得に必要な財産」 + ④「必要な運転資金」)

- ① 活用可能な財産 = 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助金等特別積立金
- ② 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」 = 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円 - 対応基本金〇円 - 国庫補助金等特別積立金〇円 - 対応負債〇円
- ③ 「再取得に必要な財産」 =
 - 【ア 将来の建替に必要な費用】
(建物に係る減価償却累計額〇円 × 建設単価等上昇率〔通知で定める上昇率〕) × 一般的な自己資金比率 (%)〔22%〕
 - 【イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用】
+ (建物に係る減価償却累計額〇円 × 一般的な大規模修繕費用割合 (%)〔30%〕) - 過去の大規模修繕に係る実績額〇円
 - 【ウ 設備・車両等の更新に必要な費用】
+ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産 (②において財産目録で特定したものに限る。)に係る減価償却累計額の合計額〇円
- ④ 「必要な運転資金」 = 年間事業活動支出の3月分〇円
※ 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例の場合は、年間事業活動支出全額を控除。

なお、「建設単価等上昇率」の改正を反映した「社会福祉充実残額算定シート」（エクセルシート）は、以下のサイトからダウンロードすることができます。

厚生労働省 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について（最終改正：令和3年2月24日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000744055.pdf>

厚生労働省 社会福祉充実残額算定シート（「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」別紙2）（最終改正：令和3年2月24日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000744056.xlsx>

厚生労働省 社会福祉法人充実計画関係
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13321.html

厚生労働省「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年2月26日）

令和3年2月26日、「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第43号）が公布されました。

社協が実施する介護サービス事業で関連する改正内容としては、①要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の延長、②介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限についての中核市への移譲です（施行日：令和3年4月1日）。

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第43号）の主な内容

- ① **要介護更新認定・要支援更新認定における有効期間の延長**
 - 認定審査会が判定した被保険者の要介護状態区分が、当該被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分と同一である場合等には、要介護更新認定における有効期間の上限を48か月間とすること。要支援更新認定についても同様とすること。
- ② **介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等に係る事務・権限についての中核市への移譲**
 - 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先に、中核市の長を追加すること。

なお、今回の省令改正に係るパブリックコメントの結果は以下のとおりです。

パブリックコメント	厚生労働省の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ● 直前の要介護度と同じ要介護度と判定された者について、更新認定の有効期間の上限を36か月から48か月に延長することを可能とする背景・理由、なぜ48か月なのか、を明らかにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度に更新認定の有効期間を24か月から36か月に拡大した際の考え方を参考に、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該拡大後における有効期間の設定状況 ・ 更新認定を受けた者について、要介護度が直前の要介護度と同じ者（①）と、直前の要介護度と異なる者（②）に分類し、①のうち36か月経過時点で要介護度が変わらない者の割合と、②のうち48か月経過時点で要介護度が変わらない者の割合が同様となっていること ● 等を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において御議論いただき、48か月までの延長を可能とすることといたしました。
<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者は1年の間に老化、老衰が劇的に進行するケースが多い。保険者が要介護者の状態を把握確認するためには4年はあまりに長い。本来なら1年程度が望ましい。この長期化は再考すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今般の有効期間の延長については、社会保障審議会介護保険部会において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更新認定の際の有効期間は、平成30年度に更新認定の有効期間を24か月から36か月に拡大した後、全ての者が上限で設定されているものではなく、介護認定審査会において、個々の高齢者の状態等を踏まえて決定されていることが窺えること ・ 介護認定審査会では、要介護状態が比較的安定していると考えられる者は有効期間を長く設定し、要介護状態が重度化する見込みの高い者は有効期間が短く設定される傾向にあると考えられること 等に関するデータをお示しし、議論いただいた上で、決定したものです。 ● なお、要介護認定を受けている方の介護の必要の程度が変化した場合は、市町村に対し、要介護状態区分変更の認定を申請することにより、状態に応じた必要なサービスをご利用いただける制度ですので、ご指摘の点についても、十分に留意し、取組を進めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ● 同一認定で4年間放置することのないよう、市区町村が区分変更の申請を拒む事態が発生しないよう、留意することを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘の点について、十分に配慮しながら施策を進めてまいります。

※ 全社協地域福祉部整理

官報 令和3年2月26日（号外 第41号）

<https://kanpou.npb.go.jp/20210226/20210226g00041/20210226g000410000f.html>

e-GOV 「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200356&Mode=1>

法務省「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令」及び「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令」（令和3年2月19日）

令和3年2月19日、「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令」（令和3年政令第33号）及び「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令」（令和3年法務省令第3号）が公布されました（施行日：令和3年3月1日）。

今回の政省令では、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、後見登記等に関する政令（平成12年政令第24号）及び後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）において押印を求めている以下の手続について、押印を不要とする改正が行われました。

＜後見登記等に関する政令＞

- ・ 後見登記等の登記申請（第5条第2項）
- ・ 後見登記等の登記申請書等の閲覧請求（第12条第3項）

＜後見登記等に関する省令＞

- ・ 後見登記等の登記事項証明書等の交付請求（第17条第2項）

なお、今回の政省令改正に係るパブリックコメントの結果は以下のとおりです。

パブリックコメント	法務省の考え方
後見登記等に関する政令の一部を改正する政令案	
<ul style="list-style-type: none"> ● 押印又は署名には犯罪抑止の効果があるため、適切な代替策のない押印又は署名の廃止は反対である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本改正により押印を不要とした場合においても、登記の申請については、添付書類等により登記の真正が担保されており、また、申請等に疑義がある場合等には、必要に応じて更なる本人確認を行うこととしています。
後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案	
<ul style="list-style-type: none"> ● 法人や弁護士、税理士等の代理人が交付請求を行う場合は、添付書類が真正なものか判断するためにも、引き続き記名押印は必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本改正により押印を不要とした場合においても、代理人が証明書の交付請求を行う場合は、当該代理人について身分証の提示等により本人確認を行うほか、疑義がある場合等には、必要に応じて更なる本人確認を行うこととしています。
<ul style="list-style-type: none"> ● 押印又は署名には犯罪抑止の効果があるため、適切な代替策のない押印又は署名の廃止は反対である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本改正により押印を不要とした場合においても、証明書の交付を請求する者又はその代理人について身分証の提示等により本人確認を行うほか、疑義がある場合等には、必要に応じて更なる本人確認を行うこととしています。

※ 全社協地域福祉部整理

官報 令和3年2月19日（本紙 第436号）

<https://kanpou.npb.go.jp/20210219/20210219h00436/20210219h004360000f.html>

e-GOV 「後見登記等に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見公募結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=300080229&Mode=1>

e-GOV 「後見登記等に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見公募結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=300080230&Mode=1>

情報提供・ご案内

日本財団「2nd WORK! DIVERSITY カンファレンス」(令和3年3月5日)

2018年、日本財団の調査により、引きこもり、ニート、ミッシングワーカー、刑余者、若年認知症、難病、各種依存症など、生きづらささらには働きづらさのある方々がのべ1500万人におよぶことが判明しました。一方、人口減、労働力不足が顕在化しはじめた社会状況は今後さらに加速、また2038年には50兆円を越えようとする社会保障は、もはや天文学的な数字と化した1000兆円超の財政赤字をさらに膨張させようとしています。

そうした背景において、日本財団は新たなプロジェクトを開始しました。働きづらさのある方々を新システムにおいて支援し、就業を促進、労働市場において潜在労働力として人材活用が活発化、さらにはタックスペイヤーとなることで社会保障、財政改革にも好影響をもたらします。

本プロジェクトの一環としてこのたび、WEB配信により「2nd WORK! DIVERSITY カンファレンス」を開催します。

2nd WORK! DIVERSITY カンファレンス

【テーマ】多様な人材を活かすダイバーシティな社会への変革をめざして
—いま考えておくべき、理念、施策、実践そして協働

【日時】令和3年3月5日(金) 10時30分～17時30分

【対象者】自治体・就労関係事業関係者等

【開催方法】Web配信(ウェビナー・視聴は無料です)

【主な内容】

- ① 講演「労働・社会保障政策からみた WORK! DIVERSITY プロジェクト」
蒲原 基道(元厚生労働事務次官)
- ② 説明「WORK! DIVERSITY 基本構想とダイバーシティ就労推進フォーラム構想」
竹村 利道(日本財団公益事業部シニアオフィサー)
- ③ 説明「WORK! DIVERSITY プロジェクトの活動報告」
岩田 克彦(ダイバーシティ就労支援機構代表理事)
- ④ 講演「ダイバーシティ就労で持続可能性を高める」
清家 篤(全国社会福祉協議会会長/日本私立学校振興・共済事業団理事長/慶應義塾学事顧問)
- ⑤ パネルディスカッション第1部
「WORK! DIVERSITY プロジェクトと推進フォーラム・地域プラットフォーム構想」
〔座長〕
駒村 康平(慶應義塾大学教授)
〔パネリスト〕
池田 徹(生活クラブ風の村理事長)
唐木 啓介(厚生労働省社会・援護局地域共生社会推進室長)
古都 賢一(全国社会福祉協議会副会長)
山田 啓二(京都産業大学教授/前京都府知事)
〔冒頭説明〕
竹村 利道(日本財団公益事業部シニアオフィサー)
- ⑥ パネルディスカッション第2部
「働きづらさを抱える多くの人々を就労につなげよう！」
〔座長〕
藤木 則夫(ダイバーシティ就労支援機構主任調査員)
〔パネリスト〕
伊藤 正俊(KHJ 全国ひきこもり家族会連合会代表) <ひきこもり>
三宅 晶子(ヒューマン・コメディ代表) <刑務所出所者>
辻 邦夫(日本難病・疾病団体協議会常務理事) <難病患者>
薬師 実芳(ReBit 代表理事) <LGBT>

【申込・問合せ先】

一般社団法人ダイバーシティ就労支援機構(運営受託)

TEL: 03-5256-2250 FAX: 03-6332-8675

E-mail: desk@jodes.or.jp URL: <https://jodes.or.jp>

日本財団 日本財団 2nd WORK! DIVERSITY カンファレンス
<https://jodes.or.jp/2021/02/17/2ndworkdiversity/>

厚生労働省「成年後見制度利用促進ポータルサイトの開設」

「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）では、本人の自発的意思の尊重や能力に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、「保佐・補助及び任意後見の利用促進」を施策目標として掲げています。

この度、厚生労働省は、関連する取組の一環として、本人や家族等が制度利用するにあたって有用な情報や、本人を支援するチームの関係者、自治体・中核機関が制度に関わる取組を行うにあたって有用な情報をまとめた「成年後見制度利用促進ポータルサイト」を開設しました。

成年後見制度利用促進ポータルサイトの内容について

ページ名	掲載内容	備考
本人・家族・地域のみなさまへ	<ul style="list-style-type: none"> ▶成年後見制度とは ▶成年後見制度の種類 ▶任意後見制度とは ▶法定後見制度とは ▶法定後見制度における成年後見人等の選任 ▶後見等事務を適切に行っていただくための仕組み 	配布用チラシがダウンロード可能 説明動画掲載 説明動画掲載
後見人等のみなさまへ	<ul style="list-style-type: none"> ▶成年後見人等の選任と役割 ▶市民後見人について ▶後見人等を対象とした意思決定支援研修について 	動画掲載予定（3月上旬） 研修資料、映像素材掲載
自治体・中核機関のみなさまへ	<ul style="list-style-type: none"> ▶自治体・中核機関の取組事例検索（coming soon） ▶自治体 ID とパスワード入力（※）ログイン後 ▶成年後見制度体制整備研修（基礎、応用、都道府県担当者研修） ▶掲示板（coming soon） 	3月下旬掲載予定 自治体 ID ・パスワードが必要 研修資料、講義・演習映像掲載済 3月下旬掲載予定
地域の関係機関のみなさまへ	<ul style="list-style-type: none"> ▶医療機関等のみなさまへ ▶介護・障害福祉事業者のみなさまへ ▶金融機関等のみなさまへ 	それぞれに関係している意思決定支援ガイドライン等を掲載。 それぞれの機関ごとの、専用の配布チラシがダウンロード可能
相談窓口のご案内	<ul style="list-style-type: none"> ▶相談窓口のご案内 ▶シンポジウム・フォーラム 	中核機関一覧、権利擁護センター一覧（準備中）、K-ねっとを掲載
よくある質問	<ul style="list-style-type: none"> ▶成年後見制度について ▶手続きについて ▶費用について ▶後見人の選任について ▶相談窓口について ▶必要書類について 	裁判所ウェブサイト【後見ポータル】より、質問を再構成し、当サイトの関連ページにリンク

（※）自治体 ID とパスワードは、自治体ごとに 1 つの ID が付され、市区町村と当該市区町村における中核機関は、同じ ID とパスワードを使用。

厚生労働省 成年後見制度利用促進ポータルサイト
<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

厚生労働省「令和2年度労使関係セミナー」（令和3年2月22日）

厚生労働省中央労働委員会では、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信することで、労使紛争の未然防止及び早期解決を図るとともに、紛争の解決をサポートする労働委員会について、理解を深めることを目的として「令和2年度労使関係セミナー」を開催しています。

令和3年2月22日、関東地区の「令和2年度労使関係セミナー」が開催され、当日の講演動画と資料が公表されました。

セミナーでは、「同一労働同一賃金」の最高裁判決を解説する講演が行われ、「同一労働同一賃金」の意味、最高裁の5判決の概要、最高裁の5判決のポイント（労働条件の項目ごとに）、今後労使に求められること等が解説されています。

厚生労働省 中央労働委員会
令和2年度労使関係セミナー（関東地区）

〔講演〕

「実務に活かす！「同一労働同一賃金」最高裁判決から考える」

原 昌登（中央労働委員会東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部教授）

〔動画〕 https://www.youtube.com/watch?v=dVBA_9fqRv8

〔資料〕 <https://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/dl/R030222-2.pdf>

なお、「NORMA 社協情報」（2021年3月号）では、「社協における同一労働同一賃金への対応のポイント」を特集し、同一労働同一賃金についてあらためて理解を深めるとともに、最高裁判例も踏まえて社協における対応のポイントを解説する予定です。

また、福祉業界における同一労働同一賃金への対応については、厚生労働省『不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（福祉業界編）』（2019年3月）をご参考ください。

厚生労働省 令和2年度労使関係セミナー

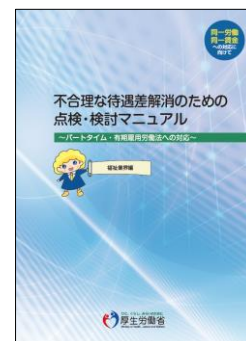
<https://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

【参考】『不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（福祉業界編）』（2019年3月）

- 働き方改革関連法に沿って不合理な待遇差を解消し、雇用形態に関わらない公正な待遇を実現するための考え方と具体的な点検・検討手順を詳細に解説。

〔マニュアルの読み方ガイド〕

- ◇ パートタイム・有期雇用労働法を知りたい！
⇒ 第1章 パートタイム・有期雇用労働法の解説
- ◇ 不合理な待遇差の点検・検討の背景となる基本的な考え方や枠組みを知りたい！
⇒ 第2章 不合理な待遇差を点検・検討する枠組み、留意点
- ◇ まずは、不合理な待遇差の具体的な点検・検討手順を知りたい！
⇒ 第3章 具体的な点検・検討手順
- ◇ 業界の基本給、賞与、手当、福利厚生等の待遇の現状を知りたい！
⇒ 福祉業における待遇の実態に関する調査結果



厚生労働省 不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（福祉業界編）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000494722.pdf>